官　報　（号外政府調達第６４号）　令和７年４月９日　水曜日

官報

発行　内閣府　（原稿作成　国立印刷局）

政府調達公告版

目次

入札公告
入札公告　1
入札公告の取消　23

入札公示
公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））　23

招請
意見招請に関する公示　25

随意契約
随意契約に関する公示　26

落札
落札者等の公示　27

報告
包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定に基づく公表　28

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年４月９日
支出負担行為担当官
公正取引委員会事務総局官房総務課
会計室長　福田秀一郎
◎調達機関番号　024　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　23
⑵　調達件名及び数量
パーソナルロッカー等の調達　一式
⑶　調達内容　仕様書による。
⑷　履行期限　仕様書による。
⑸　履行場所　仕様書による。
⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された価格に当該価格の10パーセントに相当する額を加算した価格（当該価格に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた価格）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の110分の100に相当する価格を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本件は、電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））対象調達案件である。なお、当該システムにより難い者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和07・08・09年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
⑸　当委員会から直近３年間に、遅延賠償金、違約金又は損害賠償の請求を受けた者でないこと。
3　入札手続
⑴　入札説明書の交付
ア　交付期間　本公告日から令和７年５月７日正午まで（土日・祝日を除く）
イ　交付方法
①　下記⑵の会計室用度係において手交
②　電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））からダウンロード
⑵　入札書の提出場所及び契約条項を示す場所
〒100―8987 東京都千代田区霞が関１―１―１中央合同庁舎第６号館Ｂ棟14階　公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係
⑶　関係書類の受領期限（郵送による場合を含む）　令和７年４月30日正午必着
⑷　入札書の受領期限（郵送による場合を含む）　令和７年５月７日午前10時15分必着
⑸　開札の日時及び場所　令和７年５月７日午前10時30分　公正取引委員会事務総局審判控室（中央合同庁舎第６号館Ｂ棟19階）
4　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
5　入札保証金及び契約保証金　全額免除
6　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
7　契約書作成の要否　要（電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））を利用する場合は、電子契約が可能。）
8　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
9　その他
詳細は入札説明書による。
10　問い合わせ先
〒100―8987 東京都千代田区霞が関１―１―１中央合同庁舎第６号館Ｂ棟
仕様関係　公正取引委員会事務総局官房総務課会計室庁舎移転係　電話：03―3581―5742
入札手続関係　公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係　電話：03―3581―5474
11　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shuichiro Fukuda, Head of Accounting Office, General Affairs Division, Secretariat, General Secretariat, The Japan Fair Trade Commission
⑵　Classification of the services to be procured : 23
⑶　Subject of the services to be procured : Procurement of personal lockers, etc. 1 set
⑷　Contract term : as in the Specification
⑸　Delivery place : as in the Specification
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order on Budgets, the Settlement of Accounts, and Accounting. Furthermore, minors, person under Conservatorship or person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of “special grounds for doing so” reasons within the article.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　have grade “A or B in the selling” in the Kanto-Koshinetsu Area in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.
④　not being suspended from transaction by the request of the officials in charge of contact.
⑤　The applicant must not have received a claim for compensation for delay, penalty, or damages from this committee in the past three years.